

新潟県プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第55号**

新潟県プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟県プール条例の一部を改正する条例（令和5年新潟県条例第29号）の施行期日は、令和5年12月13日とする。